

二 指定の目的 土砂の崩壊の防備
三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(一) 次の図「及び」次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県宇城地域振興局並びに中央町役場に備え置いて縦覧に供する。

熊本県告示第九百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十三年十二月十二日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 保安林予定森林の所在場所 熊本県玉名郡菊水町大字用木字柴尾一七五二の四、一七五二の五、一七五二の一三、一七五二の一四、一七七〇、一七八八の一

二 指定の目的 土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(一) 次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県玉名地域振興局並びに菊水町役場に備え置いて縦覧に供する。

熊本県告示第九百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安

林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十三年十二月十二日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 保安林予定森林の所在場所 熊本県玉名郡南関町久重字藤谷二〇九七、二〇九九の三から二〇九九の五まで、二〇九九の八、二一〇三、二一〇四、二一〇六から二一〇八まで、二一一〇、二一一五、二二二二、二二二八の二、二二二八の二、二二四〇、二二四三、二二四四、二二四九、二二五〇、二二五二、二二五五の二、二二六一

二 指定の目的 水源のかん養

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

二 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

保安林予定森林の所在場所 熊本県玉名郡南関町久重字藤谷二〇一三、二〇一三の二、二〇一四から二〇一六まで、二〇一九の二、二〇二二、二〇二四の四、二〇二四の五、二〇二四の七、二〇二四の九、二〇二四の二〇、二〇二七、二〇三三から二〇三五まで、二〇三七、二〇三八、二〇四三、二〇四四、二〇四四の二、二〇四五、二〇四五の二、二〇五三、二〇五五、二〇五九から二〇六一まで、二〇六三、二〇六四、二〇六六、二〇六七

(三) 指定の目的 水源のかん養

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

二 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

保安林予定森林の所在場所 熊本県玉名郡南関町久重字蟹穴一八四八の二、一八四九、一八五二、一八五四、一八五六、一八五七の二、一八五八、一八六一、一八六二の二、一八六四、一八六八、字大久保一八七二、一八七三、一八七五、一八八三、一八八四、一八九六の二、一八九六の二、大字久重字九郎谷一九九五の二、久重字九郎

谷二〇〇五の五から二〇〇五の七まで、二〇〇五の九

- (二) 指定の目的 水源のかん養
- (三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- 1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県玉名地域振興局並びに南関町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

熊本県告示第九百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十三年十二月十二日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 保安林予定森林の所在場所 熊本県玉名郡南関町関村字平九八四の二、九八四の八から九八四の一〇まで、九八四の二から九八四の二二まで、九九一、一〇〇一、一〇三三、一〇三四、一〇四二

- 二 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県玉名地域振興局並びに南関町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

熊本県告示第九百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十三年十二月十二日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 保安林予定森林の所在場所 熊本県玉名郡南関町四ツ原字六反一四〇八から一四二〇まで、一四二九、一四三六から一四三九まで、一四四四の三、一四四七、一四五五、一四六一

- 二 指定の目的 土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県玉名地域振興局並びに南関町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

熊本県告示第九百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十三年十二月十二日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 保安林予定森林の所在場所 熊本県鹿本郡鹿北町大字多久字金原二五三二、二五三三の二

- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
- 字金原二五三二の一（次の図に示す部分に限る。）

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県鹿本地域振興局並びに鹿北町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

熊本県告示第九百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十三年十二月十二日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 保安林予定森林の所在場所 熊本県鹿本郡菊鹿町大字矢谷字上威一一七〇の七から一一七〇の九まで、一一七一の四、一一七三の五
- 二 指定の目的 水源のかん養
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
 - 字上威一一七〇の八、一一七一の四
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 - 〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県鹿本地域振興局並びに菊鹿町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

熊本県告示第九百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示

する。

平成十三年十二月十二日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一(一) 保安林予定森林の所在場所 熊本県鹿本郡菊鹿町大字山内字村ノ上一七九一、一七九二の七、一七九二の一八から一七九二の二九まで、一七九二の三一
- (三)(二) 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 次の森林については、主伐は、択伐による。
 - 字村ノ上一七九一・一七九二の一九・一七九二の二三・一七九二の二六・一七九二の二七・一七九二の三一（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

- (二)(一) 保安林予定森林の所在場所 熊本県鹿本郡菊鹿町大字下内田字車谷二七三七、二七三九の一、二七三九の二、二七四〇から二七四二まで、二七四七、二七四八、二七四九の一、二七四九の二、二七五〇から二七五六まで、二七五八から二七六一まで、二七六五から二七六九まで、二七七〇の六、二七七〇の七、二七七一の一
 - (三)(二) 指定の目的 土砂の流出の防備
 - 指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 次の森林については、主伐は、択伐による。
 - 字車谷二七四〇（次の図に示す部分に限る。）
 - 二七四一、二七四二、二七四八、二七四九の二（次の図に示す部分に限る。）
 - 二七五一、二七五五、二七五六、二七五八・二七七一の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (三)(一) 保安林予定森林の所在場所 熊本県鹿本郡菊鹿町大字上内田字曾三二六一
- (二)(一) 指定の目的 土砂の流出の防備

- (三) 指定施業要件
- 1 立木の伐採の方法
- (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字宇曾三二六一（次の図に示す部分に限る。）
- (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (4) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県鹿本地域振興局並びに菊鹿町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第九百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十三年十二月十二日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- (一) 保安林予定森林の所在場所 熊本県鹿本郡菊鹿町大字山内字小拂二二〇六の二、二二〇六の四、二二〇六の七、二二〇六の八
- (二) 指定の目的 土砂の流出の防備
- (三) 指定施業要件
- 1 立木の伐採の方法
- (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字小拂二二〇六の二・二二〇六の四・二二〇六の七・二二〇六の八（以上四筆）について次の図に示す部分に限る。）
- (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (一) 保安林予定森林の所在場所 熊本県鹿本郡菊鹿町大字山内字村ノ上一七九二の九、一七九二の一五から一七九二の一七まで

- (三) 指定の目的 土砂の流出の防備
- (三) 指定施業要件
- 1 立木の伐採の方法
- (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字村ノ上一七九二の一五・一七九二の一七（以上二筆）について次の図に示す部分に限る。）
- (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (4) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県鹿本地域振興局並びに菊鹿町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第九百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十三年十二月十二日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- (一) 保安林予定森林の所在場所 熊本県菊池市龍門字大野七五九の一四から七五九の一九まで、七八四から七八六まで
- (二) 指定の目的 水源のかん養
- (三) 指定施業要件
- 1 立木の伐採の方法
- (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字大野七五九の一四・七五九の一六・七五九の一七（以上三筆）について次の図に示す部分に限る。）
- (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (4) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本

本県菊池地域振興局並びに菊池市役所に備え置いて縦覧に供する。()

熊本県告示第九百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十三年十二月十二日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 保安林予定森林の所在場所 熊本県菊池市下河原字池ノ上二五九六（次の図に示す部分に限る。）、「二五九八、字水ノ口二五九九の三（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県菊池地域振興局並びに菊池市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第九百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十三年十二月十二日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 保安林予定森林の所在場所 熊本県菊池郡旭志村弁利字深目谷八〇五の一（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県菊池地域振興局並びに旭志村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第九百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十三年十二月十二日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 保安林予定森林の所在場所 熊本県菊池郡旭志村川辺字下蛙石又九一〇

二 指定の目的 土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県菊池地域振興局並びに旭志村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第九百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十三年十二月十二日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡一の宮町大字坂梨字神上二二二六の一
- 二 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに一の宮町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第九百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十三年十二月十二日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡阿蘇町大字狩尾字日下一八三六の五一、一八三六の五三（次の図に示す部分に限る。）
- 二 指定の目的 水源のかん養
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字日下一八三六の五一（次の図に示す部分に限る。）、一八三六の五三
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに阿蘇町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第九百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十三年十二月十二日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡産山村田尻字下小柏一六七八（次の図に示す部分に限る。）
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに産山村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第九百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十三年十二月十二日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 保安林予定森林の所在場所 熊本県上益城郡益城町下陳字羽迎五五一、又五五二、五五四、字川上五七二の一、五七二の二
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字羽迎五五一（次の図に示す部分に限る。）、又五五二、字川上五七二の一、五七二の二

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県上益城地域振興局並びに益城町役場に備え置いて縦覧に供する。()

熊本県告示第九百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十三年十二月十二日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 保安林予定森林の所在場所 熊本県上益城郡矢部町菅字白谷三八一三、三八一四

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字白谷三八一三・三八一四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県上益城地域振興局並びに矢部町役場に備え置いて縦覧に供する。()

熊本県告示第九百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十三年十二月十二日

熊本県知事 潮 谷 義 子

(一) 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代市敷川内町字四ノ川内三四三三から三四三七まで

(三)(二) 指定の目的 土砂の流出の防備

指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字四ノ川内三四三五・三四三六以上二筆について次の図に示す部分に限る。()

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(二) 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代市二見洲口町字才野六八八、六九〇、六九一、六九八

(三)(二) 指定の目的 土砂の流出の防備

指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字才野六八八・六九〇・六九一・六九八（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県八代地域振興局並びに八代市役所に備え置いて縦覧に供する。()

熊本県告示第九百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

する。

平成十三年十二月十二日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代市日奈久上西町字西町三三三の八、三三三

の二、三三三の二
指定の目的 土砂の崩壊の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

1) 主伐は、択伐による。

2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

二 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代市二見下大野町字宇野二五〇〇、二五二二

指定の目的 土砂の崩壊の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

1) 主伐は、択伐による。

2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県八代地域振興局並びに八代市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第九百六十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十三年十二月十二日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代郡坂本村大字川嶽字草水一五七六

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字草水一五七六(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県八代地域振興局並びに坂本村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第九百六十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十三年十二月十二日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代郡坂本村大字久多良木字村添二二三二の一

指定の目的 土砂の崩壊の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

1) 主伐は、択伐による。

2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

二 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代郡坂本村大字葉木字葉木山七八から八七まで、一〇〇

指定の目的 土砂の崩壊の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(一) 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代郡坂本村大字鮎尾に字芭蕉元一二一四の一指定の目的 土砂の崩壊の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県八代地域振興局並びに坂本村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第九百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十三年十二月十二日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代郡東陽村大字河俣字椎場三九九七の一

二 指定の目的 水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県八代地域振興局並びに東陽村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第九百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十三年十二月十二日

熊本県知事 潮 谷 義 子

(一) 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代郡東陽村大字小浦字大谷六〇五五の一指定の目的 土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(一) 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代郡東陽村大字河俣字黒仁田七五九五の一、七五九六の一、七六〇〇の一、七六〇一、七六〇四の一、七六〇五の一、七六〇八の一、七六一五の一、七六一六から七六一八まで、七六一九の一、字久木野七六二一、七六二二

指定の目的 土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

(1) 字黒仁田七六〇五の一、七六〇八の二の一、七六一五の一、七六一六から七六一八まで、七六一九の一

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県八代地域振興局並びに東陽村役場に備え置いて縦覧に供する。)

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県八代地域振興局並びに東陽村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第九百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十三年十二月十二日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代郡東陽村大字河俣字座連六五二〇から六五二四まで

二 指定の目的 土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県八代地域振興局並びに東陽村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第九百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十三年十二月十二日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 (一) 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代郡泉村大字下岳字犬山五七三九、五七四三、五七四四、五七四八

(二) 指定の目的 土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字犬山五七三九・五七四四・五七四八（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(一) 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代郡泉村大字柿迫字深瀬四一六〇、四一六五、四一六六

(二) 指定の目的 土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字深瀬四一六〇・四一六五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県八代地域振興局並びに泉村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第九百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十三年十二月十二日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代郡泉村大字下岳字植木谷一三六一の一、一三八四

(二) 指定の目的 土砂の崩壊の防備

(三) 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(一) 次のとおりは、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県八代地域振興局並びに泉村役場に備え置いて縦覧に供する。

熊本県告示第九百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成十三年十二月十二日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成十三年十二月十二日

熊本県知事 潮谷 義子

道路の種類、路線名及び区域変更する区間等	道路の種類	路線名	区域変更する区間	前	後	幅員	延長	備考
	一般	今吉野	上益城郡甲佐町大字津志田字長山	前	後	(メートル)	(メートル)	
二 区域変更する期日 平成十三年十二月十二日	県道	甲佐線 同 所	四一五番一地从先から 字永田 四二二番一地从先まで	前	後	一五・四	四三・二	二十四 条工事
				一四・〇	一五・八			

熊本県告示第九百七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十三年十二月十二日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成十三年十二月十二日

熊本県知事 潮谷 義子

道路の種類、路線名及び供用開始する区間等	道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長	備考
二 供用開始する期日 平成十三年十二月十二日	主要地方道	本 渡 本 渡 本渡市船之尾町	本渡市中央新町 七七七番二地从先から 三三八番八地从先まで	(メートル)	緊道整
		本 渡 本 渡 本渡市船之尾町		一一〇・〇	

熊本県告示第九百七十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十三年十二月十二日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成十三年十二月十二日

熊本県知事 潮谷 義子

道路の種類、路線名及び供用開始する区間等	道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長	備考
二 供用開始する期日 平成十三年十二月十二日	主要地方道	熊 本 高 森 熊 本 同 所	阿蘇郡西原村大字河原字門出 六九三番 地先から 大字布田字古閑 二五〇番四六地先まで	(メートル)	単道改
		熊 本 高 森 熊 本 同 所		四四五・〇	

熊本県告示第九百七十四号

熊本県少年保護育成条例（昭和四十六年熊本県条例第三十号）第五条第一項の規定により、少年に優良な興行として、平成十三年十二月三日次のように推奨したので、同条第二項の規定により告示する。

平成十三年十二月十二日

熊本県知事 潮谷 義子

種 別	題 名	推 奨 理 由
推奨映画	アイ・ラブ・フレンズ(全国映画センター)	少年を健全に育成するつえに有益である。

熊本県告示第九百七十五号

熊本県少年保護育成条例(昭和四十六年熊本県条例第三十号)第七条第一項の規定により、少年に優善な興行として、平成十三年十二月三日次のように指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成十三年十二月十二日

熊本県知事 潮谷 義子

種 別	題 名	指 定 理 由
有害指定画	本番熟女 急所責め(新日本映像) 視線ストーカー わいせつ覗き(オーピー映画) 団地妻 隣のあえぎ(新東宝映画) 喪服の不貞 乱れた黒髪(新日本映像) 刺青 IREZUMI(につかつ) 女ざかり SEX満開(オーピー映画) 月曜日の不倫妻 性欲まみれ(新日本映像) 別れさせ屋 失禁する人妻(オーピー映画) 痴漢と人妻 ハメまくり(新東宝映画) 美人家庭教師 たらしこむ快感(新日本映像) 初夜の海(につかつ) いんらんアパート 毎晩いかせて(新東宝映画)	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

熊本県告示第九百七十六号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十六条第一項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成十三年十二月十一日

熊本県知事 潮谷 義子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日
居宅介護支援事業所ニユー天草病院 本渡市大田町二番地の一	医療法人永輝会	平成十三年十一月一日

熊本県告示第九百七十七号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三条第四項の規定により、次のとおり家畜伝染病に係る届出があつたので、公示する。

平成十三年十二月十二日

熊本県知事 潮谷 義子

病名	区分	発 生 年 月 日	発 生 場 所	発 生 頭 数	適 用
ヨネ病	患畜	平成十三年十一月三日	熊本市	一戸二頭	乳用牛

公 告

熊本県公告第八百三十六号

地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第四十条の二第一項の規定により平成十三年度上半期の熊本県公営企業(電気事業、有料道路事業、工業用水道事業及び有料駐車場事業)の業務の状況を次のとおり公表する。

平成十三年十二月十二日

熊本県知事 潮谷 義子

熊本県電気事業業務状況

熊本県電気事業の平成13年度上半期（平成13年4月1日から平成13年9月30日まで）における業務状況は、次のとおりである。

	目	次	
1	事業の概況	15	ページ
	(1) 電力の供給状況について	15	ページ
	(2) 電力料金について	17	ページ
	(3) 修繕及び改良工事等について	17	ページ
	(4) 職員数について	18	ページ
	(5) 条例等の制定、改廃について	18	ページ
	(6) 開発調査について	18	ページ
2	経理の状況	19	ページ
3	平成12年度決算の状況	20	ページ

1 事業の概況

平成13年度上半期における既設6発電所の卸供給電力量は105,058,477kWhとなり、当期の目標供給電力量155,650,000kWhに対し67.5%の達成率に止まった。

平成13年4月から新規発電所の緑川第三発電所が運転開始し、平成12年4月に運転開始した菊鹿発電所と合わせて卸供給としたところである。当期の両発電所の卸供給電力量は2,089,500kWhであり、目標供給電力量3,093,000kWhに対し67.6%の達成率となった。

また、当期の料金収入は、それぞれ既設6発電所が1,238,338,500円の目標に対して1,185,217,397円となり達成率95.7%、菊鹿・緑川第三発電所が24,069,150円の目標に対して23,015,475円となり達成率95.6%であった。

(1) 電力の供給状況について

上半期各月の電力の供給状況は、次のとおりである。